

実地指導での主な指導事項 【地域密着型通所介護】

項目	問題点	指導内容・補足説明
介護職員	<p>① サービス提供時間帯に、介護職員（利用定員が10人以下の場合は、介護職員又は看護職員。右欄も同じ。）が配置されていない時間帯があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員については、単位ごとに、サービス提供時間中は、常時1人以上の配置が必要とされています。</li> <li>・ 介護職員の基本的な配置要件は次のとおり。a及びbのいずれの要件も満たす必要があります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 単位ごとに、サービス提供時間数に応じて、次の「確保すべき介護職員の勤務延べ時間数の計算式」により算出した勤務延べ時間数での配置                 <ul style="list-style-type: none"> <li>例1) ある日の利用者数が 18人、その日のサービス提供時間数の平均が 7時間 とすると、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、<math>\{(18-15) \div 5 + 1\} \times 7 = 11.2</math>時間 となる。</li> </ul> </li> <li>例2) ある日の利用者数が 15人、その日のサービス提供時間数の平均が 6時間 とすると                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、その日のサービス提供時間数の平均の 6時間 となる。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>b 単位ごとに、サービス提供時間中は、常時1人以上の配置</li> </ul> </li> <li>・ 介護職員の配置が、1か月単位で配置基準を満たさない場合には、人員基準欠如減算が適用となります。</li> </ul>
生活相談員	<p>① サービス提供時間帯に、生活相談員が配置されていない時間帯があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活相談員の配置については、サービス提供日ごとに、その勤務延べ時間数が、サービス提供時間帯のサービス提供時間数を確保するようにしてください。</li> <li>・ ○ 生活相談員が事業所の他の職務を兼務している場合には、「勤務延べ時間数」には、兼務している職務に従事している時間を除き、生活相談員としての勤務時間だけを算入してください。</li> <li>・ 「勤務延べ時間数」には、「サービス担当者会議等に参加するための時間」や「利用者宅を訪問し、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」などを含めることが可能です。</li> </ul>
介護職員・生活相談員共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保すべき「勤務延べ時間数」には、労働基準法で規定する休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間）は含めて差し支えないとされています。（療養通所介護を除く通所介護に限って認められるもの）</li> <li>・ 詳しくは、「人員配置の適否・人員基準欠如減算の確認方法」（令和元年度の集団指導での主な配布資料）を参照ください。              ホーム &gt; 福祉・健康 &gt; 高齢者福祉 &gt; 介護保険事業者の皆さまへ &gt; 介護サービス事業者に対する集団指導（講習会）の実施について  <a href="http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/60,84015,160,1324.html">http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/60,84015,160,1324.html</a></li> </ul>

項目	問題点	指導内容・補足説明
食堂及び機能訓練室	① 食堂及び機能訓練室として届け出た区画以外でも、機能訓練を行っていた。	○ 今後も継続して使用するのであれば、専用区画等の変更届を市（長寿応援課）に提出してください。 ・ 食堂及び機能訓練室としての区画を変更するのであれば、設備基準に適合することを確認した上で、専用区画等の変更届を市に提出する必要があります。
運営規程	① 重要事項説明書に、利用者から支払いを受ける「その他の日常生活費」について記載されているが、運営規程に記載されていないものがあつた。	・ 利用者から支払いを受けることが認められる「その他の日常生活費」（歯ブラシ、シャンプー、タオル等の費用）の便宜（内容）・金額については、重要事項説明書に記載するとともに、運営規程にも定めて置く必要があります。 また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所への掲示も必要です。 ・ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜（内容）は、利用者又はその家族等の「自由な選択」に基づき、事業者がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用であるため、利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないとされています。 ・ 「その他の日常生活費」の便宜を、全ての利用者一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません。
医療費控除の対象となる利用者の領収書の記載	① 医療費控除の対象とならない利用者も含めて、全ての利用者の領収書に「医療費控除の額」等を記載していた。	・ 医療費控除の対象となる一定のサービス（訪問看護や訪問リハ、通所リハなど）を利用している利用者が、併せて地域密着型通所介護を利用している場合に、当該事業に係る自己負担額についても医療費控除の対象となるものであり、該当する利用者の領収書についてのみ、「医療費控除の額」と「居宅介護支援事業者等の名称」を記載する必要があります。
送迎車の運行管理	① 送迎車の運行記録に、利用者の氏名等が記載されていなかった。	○ 運営基準には規定されていませんが、利用者の安全確保の観点から、送迎車の運行記録簿に、運転者・介助者・乗車した利用者の氏名、送迎時間（迎への事業所到着時刻、送りの事業所発車時刻）などを記録してください。
消防用設備	① 消防用設備について、定期的な点検が行われていなかった。	・ 消防法の規定によって、設置が義務付けられた消防用設備については、次のとおり、定期的な点検が義務付けられています。 6か月ごとの機器点検（外観又は簡易な操作によって確認する点検） 1年ごとの総合点検（実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検） ・ 点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼して行います。 「延べ面積が1000㎡以上」に該当しない施設は、消防法の規定では、有資格者以外の者でも点検は可能とされていますが、確実な点検を行うために、専門の有資格者に依頼するのが望ましいです。 ・ 設置が義務付けられた消防用設備の点検結果は、1年に1回（総合点検の実施後）、消防署への報告が義務付けられています。 ・ 点検の結果、不良箇所があつた場合は、速やかに改修や整備を行ってください。

項目	問題点	指導内容・補足説明						
消火・避難訓練等	① 消火・避難訓練等を定期的に実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火・避難訓練等の実施については、消防法の規定によって防火管理者の選任が義務付けられた施設であるか否かによって、その規定が異なります。</li> </ul> <p><b>【防火管理者の選任が必要な施設】</b></p> <table border="1" data-bbox="943 339 2074 517"> <tr> <td data-bbox="943 339 1641 376">認知症対応型共同生活介護</td> <td data-bbox="1646 339 2074 376"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 379 1641 448">地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)</td> <td data-bbox="1646 379 2074 448">従業者と利用者の合計が10人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 451 1641 517">地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)</td> <td data-bbox="1646 451 2074 517">従業者と利用者の合計が30人以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火管理者の主な責務は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 消防計画の作成、消防署への届出</li> <li>b 消火、通報及び避難の訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火・避難訓練は年2回以上実施（消防法施行規則第3条第10項）し、実施する場合は、あらかじめ消防署に通報する。</li> <li>・ 通報訓練の実施回数は消防法での規定はないが、年1回以上は実施するのが望ましい。</li> </ul> </li> <li>c 消防用設備等の点検及び整備</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【防火管理者の選任が必要でない施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法では、当該施設での消火・避難訓練等の実施については、規定されていません。</li> <li>・ 運営基準では、「定期的に避難、救出その他必要な訓練」の実施が義務付けられていることから、少なくとも年に1回は消火・避難訓練等を実施する必要があります。</li> <li>・ 基準通知では、「防火管理について責任者」を定め、その者に「消防計画に準ずる計画」を作成させるものとされています。</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火・避難訓練の実施に当たっては、必要に応じて、消防署員の立会いや指導を求めてください。</li> <li>・ 実施後は、実施した訓練の内容や課題、反省点などを整理した実施記録を整備してください。</li> </ul>	認知症対応型共同生活介護		地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)	従業者と利用者の合計が10人以上	地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)	従業者と利用者の合計が30人以上
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)	従業者と利用者の合計が10人以上							
地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)	従業者と利用者の合計が30人以上							